

1 市議会の沿革

- 昭和 26 年 3 月 16 日、当時の恵那郡中津町議会と恵那郡苗木町議会が「町の配置分合について」を議決し、昭和 26 年 4 月 1 日両町が合併して中津川町となる
- 昭和 27 年 3 月 4 日、「本町を市とすることについて」を可決し、昭和 27 年 4 月 1 日に市制を施行して、人口 30,987 人の中津川市が誕生し、第 1 回中津川市議会(臨時会)が昭和 27 年 4 月 22 日に開会された。
- 昭和 29 年 7 月 10 日に恵那郡坂本村、昭和 31 年 9 月 30 日に恵那郡落合村、昭和 32 年 11 月 1 日に恵那郡阿木村、昭和 33 年 10 月 15 日に長野県西筑摩郡神坂村をそれぞれ合併した。
- 市制施行以来、旧中津川町役場を市庁舎として使用してきたが、昭和 47 年 9 月市内かやの木町に市庁舎と文化会館が同時に竣工し、新庁舎における初回の市議会は、昭和 47 年第 7 回(9 月)定例会が新装になった議場で開会された。
- 本市の市議会選挙は、旧町村単位の六選挙区に分かれた小選挙区制を採用してきたが、昭和 46 年 3 月 17 日に議決された「大選挙区制度実施に関する決議」によって、昭和 46 年第 3 回(7 月)定例会において、「中津川市議会議員選挙区及び定数条例を廃止する条例」を可決し、昭和 50 年 4 月の統一地方選挙から大選挙区制を採用して執り行われた。
- 昭和 50 年第 12 回国勢調査結果により、本市の人口は 51,183 人となり地方自治法に基づく本市議会議員の定数は 36 人となったが、同法第 91 条第 2 項により、昭和 51 年第 4 回(6 月)定例会において「中津川市議会議員の定数を減少する条例」を可決、定数を 30 人とし、昭和 54 年 4 月の統一地方選挙から適用された。
- 昭和 57 年 3 月に議員定数問題特別委員会が設置され、昭和 57 年第 6 回(12 月)定例会において、「中津川市議会議員の定数を減少する条例の一部改正」により、定数を 28 人とし、昭和 58 年 4 月の統一選挙から適用された。
- 平成 8 年 5 月に議員定数問題特別委員会が設置され、平成 9 年第 2 回(3 月)定例会において、「中津川市議会議員の定数を減少する条例の一部改正」により、定数を 26 人とし、平成 11 年 4 月の統一選挙から適用された。
- 地方自治法の一部改正により、平成 14 年第 5 回(9 月)定例会において、「中津川市議会議員定数条例」を可決、定数を 22 人とし、平成 15 年 4 月の統一選挙から適用された。
- 平成 16 年 3 月 19 日、山口村議会で廃置分合関連 5 議案を賛成多数で可決。
- 平成 16 年 3 月 23 日、中津川市議会で廃置分合関連 5 議案を賛成多数で可決。
- 平成 16 年 7 月 15 日、恵那郡坂下町、同川上村、同加子母村、同付知町、同福岡町、同蛭川村で廃置分合関連 5 議案を賛成多数で可決。
- 平成 16 年 7 月 23 日、中津川市議会で廃置分合関連 5 議案を賛成多数で可決。
- 平成 16 年 8 月 3 日、岐阜県知事へ廃置分合申請書を提出(各市町村長、各市町村議会議長)
- 平成 16 年 10 月 7 日、岐阜県議会が中津川市及び長野県山口村、中津川市及び恵那郡北部町村の廃置分合議案を可決。
- 平成 16 年 12 月 22 日、長野県議会が議員提案により、中津川市及び長野県木曾郡山口村の廃置分合議案を可決。
- 平成 17 年 1 月 5 日、岐阜県と長野県が中津川市及び長野県木曾郡山口村の廃置分合を総務省に申請。

- 平成 17 年 1 月 17 日、総務大臣が中津川市及び長野県木曾郡山口村の廃置分合を決定。
- 平成 17 年 1 月 27 日、中津川市議会で、合併関連議案を可決。
- 平成 17 年 2 月 13 日、長野県木曾郡山口村、恵那郡坂下町、同川上村、同加子母村、同付知町、同福岡町、同蛭川村との編入合併により「新中津川市」が誕生し、合併後の議員定数を 35 人とした協議により、平成 17 年 2 月に編入合併した 7 地域において、平成 17 年 2 月 27 日に増員選挙が行われた。
- 平成 18 年 9 月「中津川市議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区選出議員数に関する条例」を可決、定数を 30 人とし、平成 19 年 4 月の統一選挙から適用された。
- 平成 20 年 12 月「中津川市議会議員定数条例」を可決、定数を 24 人とし、平成 23 年 4 月の統一選挙から適用された。
- 平成 25 年第 2 回（5 月）臨時会において、「中津川市議会議員定数条例の一部改正」により、定数を 21 人とし、平成 27 年 4 月の統一選挙から適用された。